

別表1:評価項目及び評価基準

工事名：筑紫総合庁舎空調改修機械設備工事

分類	評価項目	評価基準	配点
簡易な施工計画 【注1】 6.0点	施工上配慮すべき事項	施工上配慮すべき事項の設定方法及び配慮方針が現場条件等を踏まえて適切であり、工夫が見られるかどうか。	6.0
	課題(来庁者及び庁舎職員に対する配慮について) (6.0点)		～ -
企業の技術力 			

【注1】有効な提案の数により評価する。評価は、1提案あたりの配点を固定化する絶対評価とする。

【注2】平成22年度から令和6年度に竣工した福岡県が発注した管工事の工事成績評定点(共同企業体の構成員としての評定点を含む。)の平均点(加重平均)とする。ただし、前記において対象工事がない場合は、平成21年度から令和5年度に竣工した国土交通省九州地方整備局が発注した暖冷房衛生設備工事を対象(加重平均)とする。いずれも該当なき場合は、平成22年度以降に竣工した市町村等発注工事で、3000万円以上の管工事の実績で申請されたものを評価する。(市町村等発注工事とは県内市町村、(公財)福岡市施設整備公社又は地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づく県内住宅供給公社が発注する工事とする。以下同じ。)

【注3】平成22年度以降に元請(共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る)として竣工した建築物の新築、改築若しくは増築に係る管工事又は建築物の改造若しくは改修に係る管工事の実績とする。(ただし、「配置予定技術者の技術力」においては、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事した工事に限る。)

【注4】令和8年1月9日(金)までに落札した工事を対象とする。

【注5】評価の対象は、認証登録範囲に当該工種の施工に関する事項が含まれているものとする。

【注6】雇用状況とは、申込受付期限以前から継続して3ヶ月以上雇用し、申込受付期限においても雇用していることをいう。また、技術者とは建設業法施行規則第1条に規定する学科を卒業した者、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者若しくは担当技術者として建設工事に従事した経験がある者、又は建設業法施行規則第7条の3に規定する免許等を有する者。

【注7】申請のあった工事実績のうち、平成22年度以降に竣工した福岡県が発注した管工事又は国土交通省九州地方整備局が発注した暖冷房衛生設備工工事の実績とする。いずれも該当なき場合は、平成22年度以降に竣工した市町村等発注工事で、3000万円以上の管工事の実績で申請されたものを評価する。(現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者として従事した工事に限る。ただし、担当技術者の場合は、従事期間が工期又は監理技術者、監理技術者補佐若しくは主任技術者の専任を要する期間の50%以上の工事に限るものとし、かつ1ランク下位の評価とする。)

【注8】1級国家資格等とは、1級管工事施工管理技士又は技術士(技術部門を機械部門(選択科目を「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」とするものに限る。)、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「熱・動力エネルギー機器」、「流体機器」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。))とするもの。)

【注9】平成22年度以降竣工の管工事に従事した通算年数(従事した日数の合計を365で除したもの)とする。ただし、元請、下請を問わず、請負金額は3000万円以上とし、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事した工事に限る。

【注10】入札時に、入札者が低入札価格調査基準比較価格以上で応札した場合に加点を行う。入札者が低入札価格調査基準比較価格未満で応札した場合は加点しない。